3　救助に要した費用の支弁区分
救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとした。（第一八条関係）
4　国庫負担
国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が政令で定める額以上となる場合に、その一部を負担することとした。（第二一条関係）
5　災害救助基金
㈠　救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないこととした。（第二二条関係）
㈡　都道府県及び救助実施市の災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県の地方税法に定める普通税の収入額の決算額を基に算定した額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、政令で定める金額を当該年度において積み立てなければならないこととした。（第二三条関係）
6　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
7　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇農薬取締法の一部を改正する法律（法律第五三号）（農林水産省）

1　農薬の登録事項の追加等
㈠　農薬の登録事項として、次に掲げる事項を追加するものとした。（第三条第二項関係）
(1)　農薬原体の有効成分以外の成分の種類、含有濃度等
(2)　使用期限
(3)　使用に際して講ずべき被害防止方法
(4)　生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
㈡　農薬の登録の申請において、試験成績のうち農林水産省令で定めるものは、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験によるものでなければならないものとした。（第三条第二項関係）
㈢　農薬の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、提出すべき資料の一部を省略することができるものとした。（第三条第三項関係）
㈣　農林水産大臣は、登録の申請に係る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとした。（第三条第六項関係）
2　再評価等
㈠　農薬の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならないものとした。（第八条第一項関係）
㈡　再評価は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとした。（第八条第二項関係）
㈢　農林水産大臣は、最新の科学的知見に基づく再評価又はその他の事由により、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、当該農薬につき、その登録に係る一部の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができるものとした。（第九条第二項及び第三項関係）
㈣　農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとした。（第一五条関係）
㈤　農薬の登録の有効期間を廃止するものとした。（旧第五条関係）
3　その他
㈠　農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとした。（第一四条第一項関係）
㈡　製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬について、登録の変更、失効又は取消しがあったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとした。（第一四条第二項関係）
㈢　農林水産大臣は、農薬の登録をしようとするとき等には、農業資材審議会の意見を聴かなければならないものとした。（第三九条第一項関係）
㈣　罰則規定その他の規定について所要の整備を行うものとした。
4　施行期日
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。ただし、1の㈠の(2)～(4)に係る規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇消費者契約法の一部を改正する法律（法律第五四号）（消費者庁）

1　事業者の努力義務に関する改正
㈠　第三条第一項の規定（事業者の努力）において、事業者は、消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮するよう努めなければならないこととした。
㈡　第三条第一項の規定（事業者の努力）において、事業者は、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならないこととした。（第三条第一項関係）
2　不利益事実の不告知に係る要件の改正
第四条第二項の規定（不利益事実の不告知）において、故意に告げなかったこととされている要件を、故意又は重大な過失によって告げなかったこととした。（第四条第二項関係）
3　困惑類型の追加
第四条第三項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、次に掲げる行為を追加することとした。
㈠　当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、社会生活上の重要な事項又は身体の特徴若しくは状況に関する重要な事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。
㈡　当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
㈢　当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。